

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（素案） に係るパブリックコメント手続の実施について

1 条例改正の趣旨

平成31年3月に策定しました「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、小高病院の一部病床を総合病院に移管するとともに、小高病院を廃止するため、必要な条例改正を行うものです。

2 市立病院病床再編の概要

総合病院が相双医療圏の基幹病院として役割を果たすため、現在提供している医療・病床（230床）を維持・強化しながら、小高病院の一部病床（現在99床のうち70床）を総合病院に移管し、相双医療圏で不足している回復期等の病床機能を新たに追加するものです。

また、小高病院については、上記のとおり小高病院の一部病床を総合病院に移管することに合わせ、廃止するものです。

変更前	市立総合病院 230床（一般病床170床、特例救急病床10床、 特例リハビリテーション病床50床） 市立小高病院 99床（一般病床 48床、療養病床51床） 計 329床
変更後	市立総合病院 300床（一般病床250床、療養病床50床） 市立小高病院 0床（ 廃 止 ） 計 300床

3 条例改正の概要

（1）条例改正の内容

①市立病院病床再編に伴う条例改正

【総合病院の病床数に関する規定の改正】

- 第3条第3項の別表第3の「一般病床170床、特例救急病床10床及び特例リハビリテーション病床50床」を「一般病床250床及び療養病床50床」に改める。

【小高病院の名称、位置、診療科目及び病床数に関する規定の削除】

- 第2条の別表第1から「南相馬市立小高病院」及び「南相馬市小高区東町三丁目8番地」を削除する。
- 第3条第2項の別表第2から「南相馬市立小高病院」及び「内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科」を削除する。
- 第3条第3項の別表第3から「南相馬市立小高病院」及び「一般病床48床、療養病床51床」を削除する。

【次頁に続きます】

②その他必要な条例改正

【総合病院の診療科目に関する規定の改正】

- 第3条第2項の別表第2の「消化器科」を「消化器内科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改めるとともに、同別表に「血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、心臓血管外科、心療内科、皮膚科、腎臓内科、精神科、その他市長が定める診療科目」を追加する。

(2) 条例の施行日

令和元年11月1日(予定)

4 条例改正等に向けた今後の主なスケジュール(予定)

No.	日付	項目
1	7月12日(金)	鹿島区地域協議会(報告)
2	7月18日(木)	小高区地域協議会(報告)
3	7月19日(金)	原町区地域協議会(報告)
パブリックコメント7月17日(水)～8月5日(月)		
4	8月上旬	鹿島区地域協議会(諮問)
5	8月上旬	小高区地域協議会(諮問)
6	8月上旬	原町区地域協議会(諮問)
7	8月上旬	南相馬市立病院運営審議会(諮問)
8	9月	市議会定例会
9	議決後	病院開設許可事項の変更許可申請・許可等
10	11月1日	施行

5 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵送またはファックス、電子メールなどで提出してください。

(法人又は団体の場合は、名称、住所地及び代表者を明記してください。)

6 意見等の提出期限・公表期間

7月17日(水)～8月5日(月)

7 素案の公表場所（閉庁日・休館日を除く）

市立総合病院総合受付、市立小高病院待合室（市立総合病院附属小高診療所待合室）、市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

8 提出先・問い合わせ

〒975-0033 南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6

総合病院経営管理課経営企画係 TEL 23-2560 Fax 22-8853

電子メール sogo-hp-keiei@city.minamisoma.lg.jp

以上

Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or title.

Second block of faint, illegible text, appearing as several lines of a paragraph.



南相馬市条例第 号

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市病院事業の設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第214号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立総合病院	【略】	南相馬市立総合病院	【略】
南相馬市立総合病院附属小高診療所	【略】	南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目8番地
		南相馬市立総合病院附属小高診療所	【略】
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	診療科目	名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器内科、循環器内科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、 <u>心臓血管外科、心療内科、皮膚科、腎臓内科、精神科、その他市長が定める診療科目</u>	南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

南相馬市立総合病院 附属小高診療所	【略】	南相馬市立小高病院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科
		南相馬市立総合病院 附属小高診療所	【略】
別表第3（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
名称	病床数	名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 250床 療養病床 50床	南相馬市立総合病院	一般病床 170床 特例救急病床 10床 特例リハビリテーション病床 50床
		南相馬市立小高病院	一般病床 48床 療養病床 51床

附 則
この条例は、令和元年11月1日から施行する。

○南相馬市病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置)

第1条 市民の健康保持に必要な医療及び介護を提供するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第2項の規定により、病院事業を設置する。

(施設の名称及び位置)

第2条 病院事業を行う施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、別表第2のとおりとする。

3 病床数は、別表第3のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び公金の支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第258号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第279号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市病院事業の設置等に関する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成19年条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第22号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目8番地
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区小高字金谷前84番地

別表第2 (第3条関係)

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
南相馬市立小高病院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科

別表第3（第3条関係）

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 170床 特例救急病床 10床 特例リハビリテーション病床 50床
南相馬市立小高病院	一般病床 48床 療養病床 51床

Faint, illegible text at the top of the page, possibly bleed-through from the reverse side.

